

平成27年3月

平成26年度包括外部監査報告書の概要

秋田県包括外部監査人
公認会計士 山崎聡一郎

I 監査の概要

1. 監査テーマ

「下水道事業特別会計の財務事務について」

2. テーマ選定理由

下水道事業は、生活インフラの一環として住民生活と密接し、生活環境の改善、浸水被害の防除、川・湖沼や海の水質保全に対して極めて重要な役割を果たしている。

秋田県の下水道事業特別会計は、平成24年度決算において、総収益5,295百万円、企業債現在高17,559百万円と県の公営企業にあつて最大規模であり、その経営状況によっては多額の繰入金を通じて一般会計にも重要な影響を与えるものである。

秋田県の下水道の普及率、接続率は全国平均と比較して高くない状況である一方で、県の人口は将来大きく減少すると予想されている。整備した施設への接続率の向上はもちろんのこと、装置産業である下水道事業はいったん施設が建設されると経営改善が困難である特性を有し、今後の普及の推進に当たっては、将来のインフラ施設の更新需要を踏まえた計画の策定と実行が求められる。

また、下水道事業に公営企業会計の適用に取り組むことの要請が出され、法適化への対応も課題事項となっている。

このような状況において、下水道事業における財務事務が関係諸法令に準拠し適正に執行されているか、事業が効果的・効率的に実施されているか、将来の諸課題に対して適切な対応が図られているか等について監査することが有用かつ時宜にも適うと考え、監査のテーマとして選定した。

3. 監査の要点

- ① 投資事業（新規・更新）計画が、将来の人口減少を踏まえた適切な前提の下に策定され、実行されているか。
- ② 下水道事業に係る財務事務は、法令・規則に準拠して適正に行われているか。
- ③ 下水道事業は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。一般会計からの繰入金は適正な水準か。赤字補填のための一般会計からの繰入金がある場合には、解消もしくは縮小される見込があるか。

- ④ 流域下水道事業における負担金単価の算定方法及び算定基準は適切であるか。
- ⑤ 固定資産の取得、維持管理及び利用状況は適切か。
- ⑥ 入札・契約に関する事務手続きの状況は適切か。
- ⑦ 今後の地方公営企業法の適用を見据えた対応、準備ができているか。

II 指摘事項と意見

1. 下水道事業の計画

(1) 流域下水道事業に係る計画

【指摘事項1】流域別下水道経営計画と事業計画との不整合について

臨海処理区分の維持管理費、元利償還費、維持管理負担金（維持管理費分＋元利償還費分）について、事業計画変更年度である平成23年度時点における流域別下水道経営計画と事業計画の数値を照合したところ、以下のとおり数字が相違していた。

(単位：百万円)

	① 流域別下水道 経営計画	②事業計画	差異 (①－②)
(歳出)			
維持管理費			
平成23年度	715	706	9
平成24年度	759	729	30
平成25年度	777	746	31
平成26年度	793	745	48
平成27年度	807	748	59
平成28年度	807	749	58
元利償還費（事業計画上は、「起債償還費」）			
平成23年度	644	644	0
平成24年度	629	631	△2
平成25年度	652	655	△3
平成26年度	673	670	3
平成27年度	687	678	9
平成28年度	652	640	12
(歳入)			
維持管理負担金（事業計画上は、「市町村分担金」）			
平成23年度	820	820	0
平成24年度	892	886	6

平成 25 年度	953	949	4
平成 26 年度	977	1,005	△28
平成 27 年度	1,023	1,052	△29
平成 28 年度	1,026	1,059	△33

流域別下水道経営計画も事業計画も、具体的な計画数値を表したものであり、維持管理費、元利償還費、維持管理費負担金などの両方で共通する数値は整合していなくてはならない（一致しない場合はその理由を合理的に説明できなければならない）。

なお、今後、事業計画は、「事業管理計画」と名称を変更して、流域別下水道経営計画で記載した各事業年度の管理運営費とあわせて歳入と歳出の見込額等を記載する予定とのことなので、各計画間の数字の整合性を確保し、適切な事業計画とするよう、チェックの仕組みを構築する必要がある。

【意見 1】事業全体の収支計画の策定について

現在、流域別下水道経営計画は策定されているものの、下水道事業特別会計の全体像を示した収支計画は策定されていない。したがって、事業全体の収支計画が不明であり、特別会計全体として、中長期的に持続的な経営がなされているかどうかを判断するツールがない状態である。

事業全体の収益や経費について達成状況を点検し、計画どおりに経営できていない状況に陥ればその原因分析をした上で次の施策につなげるといった PDCA サイクルを実行に移す前提として、事業全体の収支計画を策定することが望ましい。

【意見 2】経営指標による目標管理について

市町村が下水道事業を進めるに当たっては、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率に数値目標を定め、目標管理することが一般的であり、「あきた循環のみず推進計画」でも各市町村のこれらの経営指標にかかる数値目標が示されている。一方、県が事業を進めていく上で目標管理する経営指標（目標数値）は示されていない。

その理由は、市町村が実施する公共下水道事業等は市町村の経営努力等により普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率をコントロールできるのに対して、県が実施する流域下水道事業は、既に幹線管渠の整備が終わった現状において、接続率の向上は各市町村が流域下水道に接続してくれるかで決まるものであること、経費回収率の上昇は処理区ごとに市町村と相対で負担金単価を決める仕組みの中で決まるものであることから、いずれの指標も県の経営努力だけではコントロールできず、目標管理するものとして適していないからである。

しかし、県が流域別下水道経営計画や事業計画を確実に遂行するためには、負担金単価を決定するに際し前提条件とした、歳出総額、流入水量の中長期的な見込みを確実に達成

する必要があり、経営指標による目標管理をしなくてよいことにはならない。

事業の持続可能性を確実にするためにも、計画と整合した経営指標による目標管理を実施し、あわせて、事業進捗度合いを公表することにより住民からのモニタリングを受けることで、事業の確実な推進を図ることが望ましい。

(2) 人材育成計画

【意見3】 今後の人材育成プログラムの策定について

県の職員は、市町村に対して助言・指導する立場でもあり、人材育成は重要であるとの認識を強く持つべきであり、今後の事業運営の難易度の上昇に備えるためにも職員のスキル・アップを目指し、人材育成に力を入れていかななくてはならない。

現在、後進育成のための育成プログラムが策定されていないため、まずはこれを策定した上で、計画的に、着実な実行を図ることが望ましい。

県としても、下水道事業団に職員を派遣しての研修会、市町村と県の職員を集めての勉強会を必要に応じて実施しているところであるが、実効性のある職員のスキル・アップのためには例えば、経験の浅い職員が経験を多く積んだ熟練職員について実践経験をより多く積ませるといった対応も進めるべきである。

2. 収入に係る財務事務

(1) 負担金単価の水準の決定

【意見4】 目標とする累積赤字の解消期間について

県は、累積赤字の解消期間を、公的資金の償還年数を踏まえて30年として設定している。

流域下水道事業における負担金は、受益者負担としての性格を持つものであり、ここでいう受益とは、借金の償還ではなく、施設の利用（サービス・便益の享受）であることを踏まえると、累積赤字の解消期間としてより合理的なのは、借金の償還年数ではなく、施設の耐用年数である。

借金の償還年数より施設の耐用年数の方が長い場合において、償還年数をベースに負担金単価水準を決定する方法は、償還終了時までは高負担、償還終了後耐用年数到来時までは低負担となり、負担金の平準化ひいては受益の適正化が図られにくいのが、累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、この問題が解消され、受益者負担の一層の平準化が図られる。

現在、県では、流域下水道事業の法適化に向けた取組みを始めたところであり、これに合わせる形で、あるべき負担金の単価水準のあり方を検討することが望ましい。

【意見5】 累積黒字の取扱いについて

臨海処理区及び横手処理区は、平成25年度現在で累積黒字が生じている。

臨海処理区では負担金単価の水準を引き下げ、意図的に単年度赤字を発生させることで

累積黒字を市町村に還元することとし、横手処理区では次の負担金見直しのタイミングが到来するまでの過渡期的な処理として一般会計に繰り出すことで収支均衡を図っている。

しかし、今後、流域下水道事業は、長寿命化による改修費用や、施設の更新時期の到来により多額の更新費用を要することが確実であり、累積黒字を意図的に短期間で解消させる必要はない。

累積黒字が生じた場合、臨海処理区のように単年度赤字を発生させて短期的に解消する、つまり、累積黒字を経常的な維持管理費に充当することで市町村還元を図るのではなく、中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることが、負担金平準化の観点からも財政健全化の観点からも望ましい。

また、当該累積黒字は、受益者負担に基づく市町村からの負担金を原資として発生したものであるため、受益者に適切に還元されなければならない。したがって、横手処理区のような一般会計への繰出し処理はやめ、特別会計内で基金として処理区ごとにプールしておくことが望ましい。

この場合、基金額が過度に多額にならないよう、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込んだ形での中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定し、それ以上の負担金を徴収することのないよう留意する必要がある。

【意見6】累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消目標年次について

累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消年次について、大曲処理区と鹿角処理区が「供用開始から35年目」となっているのに対して、大館処理区は「供用開始から30年目」となっていて統一されていない。

処理区によって期間が異なることは公平性の観点から問題があること、市町村の今後の経営状況によってはなし崩し的に累積赤字解消期間が長期化する懸念もあることから、統一することが望ましい。

【意見7】中長期的な視点での負担金水準の平準化について

下表のとおり、累積赤字が解消された後の単価水準は、ピーク時の負担金単価水準と比べると、事業開始して間もない鹿角処理区を除いて、いずれの処理区も40%～60%引き下げられた水準であり、また、累積赤字解消直前の単価水準と比べても21%～47%の水準で大幅に引き下げられている。

処理区	①ピーク時の負担金単価	②累積赤字解消直前の負担金単価	③累積赤字解消後の負担金単価	ピーク時からの引き下げ率 (③-①)/①	累積赤字解消直前からの引き下げ率 (③-②)/②
臨海処理区	82.4 円/m ³	58 円/m ³	33 円/m ³	△60%	△43%
大曲処理区	110 円/m ³	110 円/m ³	59 円/m ³	△46%	△46%
横手処理区	100 円/m ³	100 円/m ³	53 円/m ³	△47%	△47%
大館処理区	100 円/m ³	76 円/m ³	60 円/m ³	△40%	△21%
鹿角処理区	115 円/m ³	115 円/m ³	85 円/m ³	△26%	△26%

インフラ施設の利用料金は、中長期的には平準化されることが望ましく、乱高下することは好ましくない。また、早期に接続した市町村と遅れて接続した市町村とで各市町村の受益の量は年度によって変わらないにもかかわらず負担水準が違うこと、あるいは、同じ市町村の中でも第一世代の負担が高く第二世代以降の負担が低いことは、適正な受益者負担の観点からも適当ではない。したがって、流域下水道事業の負担金単価も、処理区ごとによる差異は地域差として許容されるが、年度による差異は可能な限り発生させないように、中長期的に平準化を図ることが求められるものとする。

接続率の低い供用開始当初において、負担金単価が多少高くなるのは止むを得ないが、累積赤字を解消したとたんに、一気に 4 割以上も負担金水準が下がる現在の仕組みは、負担金水準の平準化の観点からは望ましくない。むしろ、累積赤字の解消の目標期間を今より延ばした上で、中長期的な負担金水準の平準化を図るべきである。

【意見 8】負担金単価の見直し期間の短縮について

現在の負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、全ての処理区で平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間であるが、他の流域下水道事業をみると、負担金単価の見直し期間は 3 年としている県が最も多く、全体の 4 割を占める。秋田県が属する「5 年」も、2 割程度の県が採用しており、必ずしも秋田県が他県と比べて長いというわけではないが、「5 年」での見直しは単価設定期間としては最も長いものである。負担金単価の設定に当たっては、中長期的な将来の方向性を決める場合には中長期的な負担平準化の視点を持つべきだが、一方で、足元の直近の状況を反映した負担金単価とすることで、累積赤字・累積黒字の発生をコントロールしていく必要もある。

他県の流域下水道事業における事例も踏まえて、負担金単価見直し期間を 3 年とすることを検討することが望ましい。

3. 固定資産管理に係る財務事務

(1) 台帳作成の関連法令等

【指摘事項2】建物の登記漏れについて

公有財産台帳の作成要領に相当する秋田県財務規則の335条3項に、「建物にあつては登記事項証明書、位置図、配置図及び平面図を、その他の公有財産にあつては図面を添付しておかなければならない。」との記載があり、建物も登記することが必要と解されるが、秋田県では、「地方公共団体が所有する建物について、表示に関する登記の申請義務が課されていないため、表示登記がないとしても違法状態にあるとはいえない」との「国政モニターの声に対する回答（法務省）」を理由に建物の登記をしていない。

しかし、「国政モニターの声に対する回答」は、登記しないことが違法ではないことを述べた国の見解に当たるが、これは違法な状態ではないことに言及したものであつて、登記すること自体を妨げるものではない。秋田県財務規則で、明確に登記事項証明書の添付を義務付けている以上、当規則に基づき、登記すべきである。

なお、仮に上記「国政モニターの声に対する回答」に基づき、建物を登記しない場合には、「資産台帳」の作成要領を別途作成すべきと考える。

(2) 秋田県の下水道台帳の整備状況

【指摘事項3】下水道台帳の管理部署の一元化の必要性について

流域下水道事業に係る下水道財産について、秋田県は、管路を「管路台帳」により、機械及び電気設備を「設備台帳」により、土地・建物・工作物・地上権を「資産台帳」により管理している。

そして、大曲・横手処理区では、管路台帳と設備台帳は建設部が、資産台帳は下水道特別会計外の総務企画部が管理している。

公有財産の作成要領に相当する秋田県財務規則の335条1項に、「出納局長、教育長及び警察本部長は、その所管する公有財産について公有財産台帳正本を備え、部局長（教育長及び警察本部長を除く。）及び課長等は、その所管に属する公有財産について公有財産台帳副本を備えなければならない。」との記載があるが、そもそも下水道財産は当該条項で明記されている「出納局長、教育長及び警察本部長の所管する公有財産」には当たらないものである。

資産台帳を公有財産台帳に準じて作成すること自体は、下水道法、その他関連省令等に照らして、記載項目等に相違がない場合には、認容されるものと解するが、資産台帳の作成・管理を、公有財産台帳を作成・管理している部署（総務企画部）の分掌事務とすることは、総務企画部の権限範囲を超えているものと解する。

したがって、大曲・横手処理区においても、資産台帳の作成・管理は建設部が実施すべきと考える。

【指摘事項4】「資産台帳」の記載方法について

「資産台帳」を全件通査したところ、以下のとおり、同種目であるにも関わらず、「名称」、「利用状況」等の記載内容が台帳を管理する振興局ごとに異なっていた。

これは、台帳管理に関するマニュアルが整備されていないことに起因するものである。記載方法に係るマニュアルを整備し、一定のルールに基づいて、資産状況を明瞭・明確に台帳に記載する必要がある。

① 名称欄の記載方法が異なる例

ア 名称欄に管轄部署名を記載している事例（北秋田、秋田地域振興局）

分類	名称	種目	所在	(略) …	備考
行政財産	北秋田地域振興局建設部工務課	敷地	(略)	(略)	(略)

イ 名称欄に用途を記載している事例（仙北地域振興局）

分類	名称	種目	所在	(略) …	備考
行政財産	流域下水道用地	敷地	(略)	(略)	(略)

② 利用状況欄の記載方法が異なる例

ア 利用状況欄に用途を記載している事例（秋田地域振興局）

分類	名称	種目	(略) …	利用状況	備考
行政財産	(略)	事務所建	(略)	管理棟	(略)

イ 利用状況欄に記載していない事例（北秋田、仙北地域振興局）

分類	名称	種目	(略) …	利用状況	備考
行政財産	(略)	事務所建	(略)	(空白)	(略)

【指摘事項5】「資産台帳」の更新漏れ

直近3カ年の「下水道工事一覧」より工種が“建築一式”として整理されている案件を選択し、「資産台帳」との突合せを実施したところ、「資産台帳」に登録されていない資産が散見された。具体的には、直近3カ年で行われた建築工事7件のうち5件が「資産台帳」に反映されていなかった。資産の状況が適切に台帳に反映されている状況とは言い難い。

資産台帳作成に当たって準用する秋田県財務規則には「所管する公有財産について取得、所管換、処分その他の事由に基づく異動及び変動があつた場合は、すみやかに記載内容を修正し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。」と規定されていることから、現状は、本規定に沿った対応が十分に行われていない状況にある。

まずは「資産台帳」の記載内容を総点検し、現状を適切に表した状態に更新することが

必要である。さらに、今後同様の事案が生じないように、下水道工事一覧の作成と資産台帳への登録作業を同一担当者が実施する等、担当（業務内容）の見直しを行い、加えて、事後においても、更新漏れ等の不備を発見できるように、少なくとも、年に1度以上、現物確認（実査）を実施する等の防止策を講ずる必要がある。

【指摘事項6】「設備台帳」の更新漏れ

下水道法で調製が義務付けられている「下水道台帳」の一部を構成する「設備台帳」について、対象地区を“臨海処理区”、工種を“電気工事”に範囲を絞った上で、直近3カ年の「下水道工事一覧」との突合せを実施したところ、以下の設備の登録漏れが発見された。

<平成24年度発注 下水道工事（更新漏れ箇所（下水道工事一覧より抜粋））>

発注課所	工事名	箇所名	工種 (工事)	完成日	金額 (千円)
秋田建設部	秋田湾・雄物川流域下水道工事（臨海）	秋田市向浜	電気	2013/3/15	64,982

設備台帳システムは、平成21年度に導入されたものであり、システム化してから約5年経過しているが、設備の状況を適切に反映しているとは言い難い。

システムの導入は、それ自体が効果をもたらすものではなく、予定された利用方法に基づき適切な運用を行うことにより、はじめて効果をもたらすものであるから、システム導入後の利用者（地域振興局の担当者等）の育成が鍵となる。

したがって、「設備台帳」の登録状況の総点検に加えて、各地域振興局の担当者に対して、システムの運用方法等の周知を徹底し、適切な運用が図られるように本庁下水道課が指導・監督していく必要がある。

【指摘事項7】「設備台帳」の登録データの不備

下水道法で調製が義務付けられている「下水道台帳」の一部を構成する「設備台帳」について、臨海処理区の“設備機器一覧・センター電気”を査閲したところ、以下のとおり、登録データの不備が発見された。

適切な台帳整備を行うためには、台帳登録時の運用方法を周知徹底する必要があるとともに、入力内容に不備がないことを確認し、定期的に現物確認（実査）を実施する等、事後検証の機会を設けるべきである。

① 機器番号の重複

機器番号が重複している事例が、3件発見された。

機器番号の設定目的は、台帳の正確性担保のため、また、固定資産実査を行う際に漏れなく、重複なく、カウントすること等が挙げられるが、これは機器番号が機器ごとに設定

されることを前提とする。

したがって、1つの機器番号が複数の機器に割り当てられている場合には、上記目的を達成することは困難となり、適切な資産管理を行えない可能性が生じる。

② 機器番号の誤入力及び設置場所等が未入力

機器番号は11桁の数字で構成されており、機器番号付設要領に沿って、機器番号の設定が行われることになるが、機器番号付設要領から逸脱した機器番号の資産が散見された。設置場所等の情報が未入力であり、台帳として不完全な状態である。

③ 取得価額、完成図面番号等の基礎情報の入力漏れ

取得金額、完成図面番号等の基礎情報が未入力の資産が発見された。基礎情報が未入力であり、台帳として不完全な状態である。

④ 稼働状況に関する入力漏れ

台帳上、稼働状況欄が未記入(空白)となっている資産が散見された。稼働状況欄に「10」と記載された資産は、現在稼働中であることを示し、空白のものは未稼働であることを示す。本庁下水道課によると、実際には全て稼働中であり、未稼働の設備はないとの回答を得た。

【指摘事項8】管路に関する修繕履歴の取扱いについて

長寿命化計画策定の一環として、管路の修繕履歴に係る調査資料があるが、当該修繕履歴情報が管路台帳へ反映されていない。

下水道台帳は、下水道の維持管理の基本となるものである。効率的な維持管理や予防保全目的に修繕履歴等の情報を整備した維持管理台帳を作成すべきと考える。

【指摘事項9】固定資産の機器番号による管理について

県では、機器番号による管理がなされていないが、一方で、同一資産が複数存在する場合には『No.100』といったように機器名称の先頭にNo.を付して対応している。この場合、仮に1台しか保有していなかった固定資産を追加でもう1台取得した場合、追加で取得した資産には『No.200』として台帳に記載することになるが、既存の資産についても、それまでNo.を付していないことから、台帳上、機器名称の先頭にNo.を振る必要が生じ、台帳の更新作業が煩雑となる。また、そのような煩雑な作業に起因し、台帳の更新漏れのリスク又は実物の名称更新漏れのリスクが機器番号により管理した場合に比べて、相対的に高いことが考えられる。

したがって、そのようなリスクを低減するために、機器番号による管理を実施すべきである。

【意見 9】 下水道台帳のデータ集約化とシステム化について

現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。

全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。

また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考えられる。

より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。

なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。

(3) 設備投資計画

【意見 10】 設備投資計画の精緻化について

長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。

秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。

今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度合を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考えられる。

(4) 未利用財産

【意見 11】 未利用資産の把握の状況について

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」

も、【指摘事項 7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未
利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資
産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼
働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項 7④】の
とおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的実施すべきである。

【意見 1 2】未利用資産の活用について

未利用地の今後の活用方法として、流域下水道処理施設への生活排水処理機能の集約化
を進めており、それに伴う処理場の新設及び当初計画では流域下水道処理区域以外であ
った区域の汚水処理のための施設や汚泥の広域共同処理施設の新設の際に活用する
ことを計画している。

ただし、当該計画を実行した場合であっても未利用地の全てを活用するには至らな
いため、引き続き、未利用地の活用方法を検討する必要がある。

4. 入札契約事務

（1）工事の発注時期

【意見 1 3】工事の発注時期の前倒しについて

秋田県では、積雪の影響により、冬場の工事は、春～秋の工事と比較して作業効
率が低下し、それに伴うコストが増加しがちであることを踏まえると、発注時期が
8月から9月に集中する（すなわち、実際の工事が冬にまたがって施工される）
現状は、経済性の観点から最適ではないと考えられる。

現状8月から9月に集中する発注時期を4月から7月に前倒しすることが望ましい。
現状において4月から7月に発注がほとんどないのは、予算が3月の議会で議決
されてから発注の準備を開始しているためである。予算要求の段階で来年度に
確実に工事の発注が見込まれる案件については、予算要求と並行して、前
年度から発注作業に取り掛かり、4月から7月の発注量を増加させることが
望ましい。

（2）1者入札の取扱い

【意見 1 4】1者入札に対する取組みについて（再入札の回避）

「建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が1者のみであった
場合の取扱いについて（通知）」に基づき、1者入札だったために入札の執行
を中止した場合には、仕様や地域要件を見直して再入札を実施する。

ただし、一般競争入札は、公告、資格審査、入札、開札、契約の締結という一連のプロセスを法令等に則って実施する必要があり、公告を伴わない指名競争入札や随意契約よりも手続きが煩雑となる。

したがって、このような再入札を実施することは、契約担当者の事務負担を大きくするだけでなく、経費の増嵩をきたすおそれがある。

平成 24 年度では当該通知の適用は無かったが、平成 25 年度（11 月 4 日まで）では契約に至った 10 件の案件のうち、2 件が入札をやり直した上での契約であった。

秋田県の下水道工事で 1 者入札が起こるのは、入札に参加しうる業者の地域要件を県内に限定していることが主な要因であると考えられる。

1 者入札になった場合に入札を中止して、その後要件を緩和することで 1 者入札を回避できるのであれば、当初から緩和した要件で発注すべきである。参加業者が 1 者となった場合には入札を取りやめる運用は、経費の無駄であることに加えて、入札業者に対しても積算を行うコストをかけさせてしまっている。そのため、「建設工事における条件付き一般競争入札で、入札参加者が 1 者のみであった場合の取扱いについて（通知）」を運用するに当たっては、その通知が適用となる 1 者入札自体を要件緩和によりできる限り減少させることが望ましい。

【意見 15】県内業者に限定する地域要件付き入札の今後の運用について

ア) 競争性確保の視点からの意見

秋田県の下水道工事においては、上記のとおり、地域要件を県内業者に限定することにより 1 者入札となり、競争性が確保されないと判断される案件が生じている。競争性を確保する観点からは、県内業者に限定することなく、地域要件を広く設定することが望ましい。

県内業者に限定する地域要件は、競争性確保の観点から、できるだけ設定しない方が望ましい。設定する場合には、参加可能業者数の基準を改めて設けて、厳格に運用するなど、競争性の確保に配慮することが望ましい。

イ) 県内業者育成及び雇用対策の視点からの意見

秋田県の有効求人倍率は平成 26 年 8 月時点で 0.92 倍（全国平均は 1.10 倍）であり、雇用対策は秋田県の課題の 1 つである。

県内業者に限定する地域要件の設定は、県内業者の育成と雇用対策という視点からはメリットがある。

ただし、1 者入札となった場合には、競争性が保たれていたかどうかを事後的に検証し、説明責任を果たす意味からも、結果を公表することが望ましい。

(3) 委託契約の変更について

【意見16】発注時の発注内容の精査について

次の契約は契約変更の理由に疑問が残る。

工事名	入札種別	予定価格	当初契約額	精算額	変更金額	変更率
横手処理センター設備更新 詳細設計業務 委託	一般競争	6,205,500 円	5,775,000 円	7,220,850 円	1,445,850 円	25.0%
秋田湾・雄物川 流域下水道 工事（横手）	一般競争	17,914,050 円	15,142,050 円	19,647,600 円	4,505,550 円	29.8%

それぞれの契約の変更理由は以下のとおりである。

横手処理センター 設備更新詳細設計 業務委託	本委託は、横手処理センター1系水処理設備の更新設計業務であり、既存設備の仕様で更新可能としたものは詳細検討不要として発注した。その後、将来の運転管理費を考慮した省エネ機器導入の検討も必要と判断し、詳細検討不要とした設備を含めた変更とした。
秋田湾・雄物川流 域下水道工事（横 手）	本工事は、横手処理センター3系水処理施設増設後に行った施設周辺の場内整備工事である。発注後に水処理施設間に埋設される連絡管路の敷設が未施工なことが判明し、舗装等を行う本工事前に実施する必要があったことから、本工事に追加した。

前段の案件は、発注時に設計内容を精査していれば起こり得ず、また、後段の案件は連絡管路の接続を確認せずに発注を行っている案件であり、当該接続工事は別発注とすべき性質の契約である。

発注時に発注する工事の内容を精査し、今後同様の変更契約が起きないようにすべきである。

5. 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況

(1) 経営の状況

【意見17】接続率の向上について

収益に結びつく有収水量のほとんどが“ホテル・旅館”からのものであり、“民宿・寮・保養所”の接続率を向上させても損益改善に与える影響は小さいが、接続率の向上は限られた業務運営の改善手段であるため、今後も可能な限り100%に近づくよう取り組むべきである。

なお、下水道接続率 100%を目指すことは、「十和田湖水質・生態系改善行動指針（平成 13 年度青森県・秋田県）」でも掲げられた目標である。

（２）計画の策定状況

【指摘事項 10】十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る経営計画の策定について

当事業は、毎年度 1 億円程度の赤字が計上され続け（かつ、将来にわたって継続する）、一般会計からの繰入で賄い続ける状況である。

この状況を打開するためには、①十和田湖の観光施策を振興し、観光客を誘致することで大口先であるホテル・旅館からの有収水量を引き上げる、②使用料単価（特に経営に重要な影響を与える大口先の使用料単価）を見直す、③公共下水道が敷設されている小坂町に一部の負担を求める（現在は小坂町の負担はゼロであり、全て県の負担）などの手法が考えられる。②の使用料単価の見直しについては、これまでに下水道課内では検討がされてきたが、大口先の経営状況も芳しくないこともあり、実現に至っていない。

今後の事業の継続性を図る上で、現実には生じ続け今後も拡大が見込まれる赤字の補填を誰がどのようにして負担するのかを検討するとともに、仮に、今後も継続的に一般会計からの繰入で負担する（つまり、県民全体の税金で賄う）のであれば、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営計画を策定し、中長期的に、その財政負担がどの程度であるかを明らかにしておく必要がある。

（３）滞納債権の状況

【意見 18】滞納債権の発生予防について

滞納債権の発生とそれに続く不納欠損処理は、受益者負担の原則を大きく揺るがせることとなるため、金額的な影響は軽微であるが、公平性の観点からは重要な問題である。不納欠損処理することなく、確実に回収することを目標として、厳格に対応する必要がある。

下水道事業特別会計の滞納の状況は、債権未回収の問題として、監査委員による監査においても、毎年度、回収と発生防止の旨が指摘され続けている。

金額が軽微であるがゆえに、滞留債権の額よりも滞留債権の管理コストの方が高くなってしまうため、事後な回収管理よりも事前の発生予防に注力すべきである。

6. 地方公営企業法の適用について

現在、秋田県の下水道事業特別会計は、公営企業ではあるものの、地方公営企業法を適用していない。総務省から、下水道事業においても地方公営企業法を適用するよう要請があることから、秋田県においても平成 32 年度を目標として地方公営企業法の適用に向けての取組みを開始したところである。

地方公営企業法を適用することで、発生主義・複式簿記に基づく会計処理・情報開示を可能とし会計情報が明確化されるとともに、本報告書で記載した負担金設定の観点、資産

管理の観点からもメリットがあるものと考えられる。

以上